

財務省第9入札等監視委員会

平成24年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年1月17日(木) 大阪国税不服審判所 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊(辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士) 委員 相原 隆(関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授) 委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士)	
審議対象期間	平成24年7月1日(日)から平成24年9月30日(日)まで	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 関西国際空港CIQ合同庁舎熱源制御機器等更新工事 契約相手方: 城陽ダイキン空調株式会社 契約金額: 40,299,000円 契約締結日: 平成24年7月20日 担当部局: 大阪税関
随意契約(公共工事)	—	
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 神戸税関埠頭監視カメラシステム三式の調達(賃貸借) 契約相手方: 三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 エム・エイチ・アイ ファイナンス株式会社 契約金額: 195,624,450円 契約締結日: 平成24年7月6日 担当部局: 神戸税関
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名: 鑑定評価委託契約 一式 契約相手方: 一般財団法人日本不動産研究所 近畿支社 契約金額: 5,250,000円 契約締結日: 平成24年7月6日 担当部局: 近畿財務局
		契約件名: データ入力委託業務(下期)(第10グループ) 契約相手方: 株式会社ナニワ計算センター 契約金額: 3,264,450円(予定調達金額) 契約締結日: 平成24年8月9日 担当部局: 大阪国税局
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名: 関西国際空港CIQ合同庁舎熱源制御機器等更新工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p> 契約件名： 鑑定評価委託契約 一式 契約相手方： 一般財団法人日本不動産研究所 近畿支社 契約金額： 5,250,000円 契約締結日： 平成24年7月6日 担当部局： 近畿財務局 </p> <p> 企画競争参加条件に重複参加申込みを禁止したのは、どのような内容で、どういう目的で行ったのか。規定も含めて説明願いたい。 </p> <p> その場合、大手の不動産鑑定業者は鑑定士が何人もいるので、その特定の鑑定士がだめであって、近畿財務局から鑑定評価を受注している業者が応募してくるのは構わないのか。 </p> <p> 確認するが、その重複してはいけないというのは、その鑑定士は他の仕事をするなという意味ではないということか。 </p> <p> 本件は、企画競争方式で業者選定を行ったものであるが、なぜ企画競争方式で行ったのか。法律等の定めなのか。 </p> <p> 通達で決まりがあり、それに従ったということだが、企画競争というときに、これは何を主眼としているのか。例えば、公園跡地を再開発する企画で争うというのであればわかりやすいのだが、不動産の鑑定について企画競争という方式がとられている。その目的とか趣旨はどんなところにあるのか。 </p> <p> 企画競争ということであるが、審査委員の評価 </p>	<p> 本件は、大阪府吹田市所在の日本万国博覧会記念公園の敷地を、貸し付ける際の新規賃料について鑑定評価を委託したものである。 </p> <p> 重複参加申込みの禁止とは、本件評価を担当する不動産鑑定士が、当局が発注する他の鑑定業務について、本件契約期間中に重複して担当することを禁止したものである。 </p> <p> 鑑定士は、並行して数か所の鑑定を行うことがある。今回の鑑定はかなり重要なものであることから、特別に規定はないが、当局発注以外の業務を制限することはできないため、せめて当局発注の業務だけは専任で担当して頂くということから、重複を禁止したものである。 </p> <p> それは構わない。参加申し込みの段階で特定されている主となる鑑定士が、当局が発注する鑑定業務に重複して参加申込みはできないということである。 </p> <p> 当局発注の仕事だけは専従で行うようにということである。 </p> <p> 本件評価は二者の鑑定業者を選定しているが、鑑定評価を複数者へ委託する場合、本省理財局の事務連絡において、公募方式の企画競争により選定することが規定されていることから、当該方式によったものである。 </p> <p> 本件は対象不動産の特殊性などから、充実した業務体制と鑑定評価上高度な技術を有する信頼できる鑑定業者を二者選択することが適当であると判断したもので、専門的な技術であるとかノウハウを持っているとかという、そういう点を評価するといった点が企画競争方式採用の趣旨である。 </p> <p> 提案書採点に当たっては、評価実績、業務体 </p>

意見・質問	回答
<p>もあまりばらつきがない。企画という言葉にこだわるようだが、審査委員それぞれの評価がほとんど同じ評価になるようなものが企画競争という概念なのかどうか。また、各審査委員の評価が同じようなものになるのは、当然で自然な結果ということなのか。</p> <p>企画競争という名前から聞くと、どこに企画があるのか。その企画の差というのはあったのかということになるわけだが、企画競争の趣旨とするところは。</p> <p>契約適用の会計法令としている、会計法第29条の3第4項という条文を見ても、企画という言葉が出てこないが、企画競争という言葉はどこにでてくるのか。</p>	<p>制、評価技術、評価手法・提案の項目について、決まった配点で各審査委員は評価するので、結果的に同じような評価点になったと思われる。</p> <p>企画競争は、専門的な技術、ノウハウ等が重要であり、価格のみによる評価が困難な契約に関して採りうる方式のことである。</p> <p>公募方式により、企画競争参加者を募ったが、最終的な契約手法としては、随意契約となることから適用法令は会計法第29条の3第4項となる。</p> <p>企画競争という言葉は、会計法そのものにはない。「公共調達の適正化について」通達において、随意契約による場合であっても競争性及び透明性を担保する方法として示されているものである。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム 三式の調達（賃貸借） 契約相手方： 三菱重工業マシナリーテクノロジー株式会社 エム・エイチ・アイ ファイナンス株式会社 契約金額： 195,624,450円 契約締結日： 平成24年7月6日 担当部局： 神戸税関 </p> <p> このようなカメラを賃貸借する場合、それに伴って、保守作業が発生すると思うが如何か。 </p> <p> 本契約は5年間の長期のリース契約ということで、それにあわせて保守部分も含まれているということであるが、このようなリース契約は、同様の取り扱いをすることが一般的に可能なものなのか。 </p> <p> 今回の関連で、この委員会でも以前にそのような討議があり、多分そういうことも踏まえて改善された結果、保守込みになったと思うが、リースと保守をセットにしたことによって入ってこられなくなる業者も出てくる可能性があると思うが如何か。 </p> <p> グループを組んで入札するということはあり得るか。つまり、納入業者と保守業者が組んで、今回のリースと保守がセットになったこの入札に応じるということとは可能なのか。 </p>	<p> 今回の埠頭カメラのリース契約については、平成24年度概算要求で保守業務をリース契約に含めるような形で要求を行っており、その結果、要求に沿った予算措置がなされた。したがって、リース契約期間中に別途保守契約をしなくてもよいということになる。また、今回、リース契約に保守を入れた影響が全てではないが、かなり予定価格に対して廉価で落札している。 </p> <p> 調達する品物によることとなる。実際、こういった特殊な機器の保守は、当初購入にし、リースをするにし、毎年保守契約を結ぶこととなる。当然、保守契約とは言え、「公共調達の適正化」に基づき入札をしなければならず、結果的に特殊な機器であることから1者応札を招いてしまう。そういう点からも本省にいろいろ相談し、当初契約に保守を含めた形で予算要求した。その他、事前に業者側にも保守を含めることは可能か確認を行うなどして、この契約が実現している。 </p> <p> 可能性としてはある。 </p> <p> 可能である。税関で使用する取締機器には特殊なものが数多くあり、そのためメーカーが数社に限られることがある。保守についても、特殊な機器という理由からメーカーあるいはメーカーから委託を受けた関連会社ということになるが、保守を当初リースに含んだとしても、特段他の業者を排除するということはないと考え </p>

意見・質問	回答
<p>今、例に挙げたような場合でなくても、Aという会社がリースはできるけれども保守の能力は足りず、保守の部分については、そのグループ会社でなくても、自分でそういうパートナーを見つけてきて保守の部分を担当させるということでの入札は可能なのかという質問である。</p> <p>監視埠頭カメラは全て賃貸借で調達する方針なのか。</p> <p>予定価格に対して落札価格が随分開きがあるが、先ほどの案件のように低入札価格調査は実施しているのか。</p> <p>実質的に、制度としてはしなくてもよいが、貴関としては心配で確認するということはないのか。</p> <p>購入であろうがリースであろうが経済行為としては同じなので、低入札価格調査の対象外であっても、先の事案で行っていたような調査をした方がよいと考える。履行能力があるのかとか手抜きがないかなど、どの業者でもあり得ることであり、検討してはどうか。</p> <p>次に、契約期間50カ月後のこと、つまり51カ月目からのことであるが、耐用年数は何年となっているのか。</p> <p>6年。これまでの実績として、何年ぐらいで入れ替えているのか。</p> <p>そうすると、再リースをする可能性が高いのか。</p> <p>契約書そのものに、再リース価格に関する条件が書かれていない。再リースは、まず間違いなく</p>	<p>る。</p> <p>条件はあるが可能である。</p> <p>当初は購入であったが、ここ数年は、リース契約が主流になってきている。そういった部分に、最近はさらに保守契約を組み込んだ形で予算措置を行うといった流れができつつある。</p> <p>本調達については、賃貸借契約であるため低入札価格調査の対象外であり、調査は実施していない。</p> <p>予定価格を立てるときに参考見積りに基づいているが、メーカーからすれば、社内ルールなどもあり、劇的に参考見積りを下げることができないということがある。そういった一般の定価レベルの参考見積価格を出してくるところも多く、今回の落札率が低いというところは、一概に何が原因と言いづらいところはある。しかし、今回は3者の応札があり、競争原理が働いた結果ではないかと考えている。</p> <p>耐用年数は6年である。</p> <p>今回の更新については、約10年から11年である。</p> <p>そうなる可能性が高い。</p> <p>当初リース後、再リースにするのか、簿価上の残存価格で買い取りするのか、あるいは無償</p>

意見・質問	回答
<p>1者応札になると考えられるが、再リースについても何らかの条件を含めた当初リースの入札をすることはできないのか。</p> <p>コピー機などでも再リースの部分は、当初リース何分の1というのはあるが、保守の部分はそうはならない。</p> <p>そこで、1つの案であるが、入札するときに、契約書で固定するような条件を求めるのは難しいにせよ、再リースの場合のリース会社の方針であるとか見通しなどを参考情報で書いてもらい、拘束力は不明であるが、そういうものを含めて、条件の良いところを選ぶなど、10年の見通しで条件の良い業者と契約するというのはどうか。</p>	<p>で提供を受けるのかというところまでは、当初リースの入札説明の際に明示してないが、過去の実績から、当初リースの期間が終われば再リースを行っているため、双方再リースをするという認識となっている。</p> <p>再リースの1者応札や価格の妥当性については、物価資料等を用い、一般的にリース物品を再リースする場合の割合を参考にして予定価を立てている。</p> <p>いただいた案について、メーカーに対し意見を求めている。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名： 関西国際空港C I Q合同庁舎熱源制御機器等更新工事 契約相手方： 城陽ダイキン空調株式会社 契約金額： 40,299,000円 契約締結日： 平成24年7月20日 担当部局： 大阪税関 </p> <p> 1者応札となった理由・経緯をご説明願いたい。 </p> <p> 今回事案において、公告期間をもっと長くできなかった理由はあるか。また、今回の事案に限らず、公告期間を長くすることについて、どのような障害があるか。 </p>	<p> 入札説明には5者の訪問があったが、うち4者が公告期間中に入札を辞退した。その理由は多々あるが、うち1者については、「提出書類の入手に時間がかかり、期限までの審査合格が間に合わない」という理由で辞退した。同者が入札説明に訪れたのが公告9日後であり、早期の書類提出を求めたが間に合わなかったという経緯があり、結果的には辞退はやむを得ないものであったと考える。 </p> <p> 今後は、工事の規模等に応じて公告期間をより長くしたり、同種工事实績のある社に対して入札を促したり、入札参加資格の等級を広げることで、1者応札をできるかぎり回避したいと考えている。 </p> <p> ちなみに、昨年12月27日に開札を行った同種内容の工事請負契約である「関西空港地方合同庁舎自動制御空調操作機器等更新工事」においては、公告期間を13開庁日と今回事案よりも長くし、過去に実施した同種工事の実績のある者に対して入札公告について通知し、入札を促した結果、複数者応札となった。 </p> <p> 今回事案の工事は、庁舎の空調の運転に影響する作業が多々あり、そのような作業は空調を運転しない時期に行う必要があったため、それに合わせてスケジュールを組んでいたが、予定価格の積算や入札公告にかかる事務等との兼ね合いで、公告期間を十分に取れなかった。 </p> <p> 公告期間を長くすることについては、工期のスケジュールや契約手続にかかる日数との兼ね合いで検討することとなる。 </p> <p> 法令では、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならないこととなっていることを踏まえ、当関ではさらに余裕をもって公告期間を10開庁日以上としている。 </p> <p> これまでの同種工事では複数者が入札に参加していたという事情もあり、今回は公告期間を </p>

意見・質問	回答
<p>今回の事案は故障を予防するために計画的に設備を修繕するというものなので、事前にスケジュールの調整は十分できるのではないかと入札にかかる事務で時間が不足していたということであれば、人員を融通させる等の工夫ができたのではないかと。</p> <p>今回は、入札公告の内容につき、業者に対して個別に声掛けをしていないのか。</p> <p>入札公告を行う前の計画段階で、前もって業者に告知をすれば、業者は対応しやすいのではないかと。また、業者の過去の入札参加履歴や得意分野をデータ化してストックすれば、公告内容を広く告知するのに役立つのではないかと。</p> <p>入札を辞退した4者のうち、2者については自動制御機器の更新を含んでいることが辞退の理由となっているが、低入札価格調査結果から、そのような作業はメーカーに委託することもできるように解釈できる。そのような解釈で正しいのか。</p> <p>実質的に委託をせざるを得ない作業について、他の作業と契約を別にすることはできなかったのか。</p> <p>当該2者の辞退理由については、問題を解消できないということか。</p> <p>「提出書類の入手に時間がかかり、期限までの審査合格が間に合わない」というような理由による辞退をなるべく回避する方が有効だという理解でよいか。</p>	<p>10開庁日と設定した。</p> <p>今後は、工期や入札事務にかかるスケジュールを踏まえたうえで、工事規模等に合わせて公告期間をなるべく長く設定することで対応したい。</p> <p>実際に入札説明に計5者が来ていたということがあり、今回は個別の声掛けは行っていなかった。</p> <p>積極的に検討させていただく。</p> <p>部分的な委託に関しては、仕様等で特に制限していない。例えば、中央監視装置に対するプログラムの変更作業は、実質的にはメーカーに委託せざるを得ないが、そういう作業が一部あるということであり、自動制御機器の更新全体につき、委託しないとできないというものではない。</p> <p>委託せざるを得ない作業と他の作業は密接に関連するものであり、並行して行われなければならない。これを別契約とし、施行者が別になると、調整が難しくなり、適正な契約の履行が損なわれるおそれがある。そのようなことを考慮して、1契約とした。</p> <p>入札公告には、作業内容までは記載されておらず、業者は工事件名で入札説明を受けるかどうかを判断している。入札説明を受けて、作業内容の詳細を初めて知り、自社では施工困難である、あるいは他者に委託した場合に採算が取れないというような理由で辞退することは、回避しようがなく仕方がないことと考える。</p> <p>今回については、そのとおりである。</p>

意見・質問	回答
<p>「予算決算及び会計令第86条第1項に基づく調査関係書類」中の「低入札価格調査結果概要」に記載されている15の項目については、規定で決まっているのか。</p> <p>調査段階において、今回の入札が低入札だったというのが相手方の業者にわかるようになっているのか。</p> <p>今回は入札金額が低すぎたので、次回はもう少し入札金額を増やそうと業者が考えるということもあり得るのか。</p>	<p>平成11年に当時の大蔵省から「予算決算及び会計令第85条の基準の運用等について」の通達が発出されており、その中で調査項目については当該15項目と定められている。</p> <p>開札の際に、応札金額が調査基準価格を下回るので、落札結果を保留し調査に入るといったことは伝えている。そもそも入札説明の段階で、そのような可能性のある入札であることは説明済みである。</p> <p>今回と全く同じ内容の工事が今後行われるということは、あまり考えられない。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名： データ入力委託業務（下期）（第10グループ） 契約相手方： 株式会社ナニワ計算センター 契約金額： 3,264,450円（予定調達金額） 契約締結日： 平成24年8月9日 担当部局： 大阪国税局 </p> <p> 契約一覧表に、データ入力委託業務15グループの一覧が契約物品・役務に掲載されているが、15グループのうち13のグループについては落札したものと考えるが、予定価格の考え方は全部同じか。 </p> <p> 13グループについては、複数者応札の上での決定なのか、それとも1者応札の上での決定なのか。 </p> <p> 入札予定価格を下回った業者は複数者あったか。 </p> <p> 1回で落札、複数者が予定価格の範囲内が複数者であるグループが存在する中で、二つのグループは1者も下回らなかったということになるのか。それはなぜか。 </p> <p> グループごとの業務の内訳書を見た限り、同じように見える。入力業務であることから地理的な違いも見えない。異なるところがあるのか。 </p>	<p> 計算根拠の考え方は全て同じである。 </p> <p> 第1グループから全て同じ業者（10者）が入札している。 その10者の中で第1から第6グループまでは、全て1回の執行で落札している。 </p> <p> 予定価格の範囲内の業者は2・3者であり、5者程度（半分）予定価格の範囲内というグループも存在する。 </p> <p> 一つは、この業務は全国で行っていることが要因であり、大阪のみで全部受けるのか、他局も含めてある程度業務量を分割して受けるのかという、企業側の政策的なものもあると思われる。 </p> <p> 現実、第1から第6グループまでは執行一回で落札、第7グループは不落、第8・第9グループは執行一回で落札、その後、また第10・第11グループが不落、第12グループ以降は執行2回から4回で落札となっている。 </p> <p> 微妙に異なっている。 例えば不落になった第7グループだが、「A帳票」があり、あまり得意としていない業者が多いと聞く。そういう業者は高目の金額を設定する傾向にあるのではないか。第6グループにも「A帳票」があり、A社が落札しているが、2つのグループを受託するには価格的に無理があったようで、同額での入札はなかった。 </p> <p> 第11グループについては、「B帳票」があり、これも得意としてない業者が多いと聞く。第8グループにも「B帳票」があるが、先ほどと同様の理由で敬遠された可能性がある。 </p>

意見・質問	回答
<p>入りに難易があるのか。</p>	<p>あると聞いている。 一番容易なものは仮名文字であり、困難なものは漢字である。京都のような地名は漢字が多く、読み方が複雑であるため、入力が非常に困難になると聞いている。地域によりグループ分けをしていないため、漢字入力が多い帳票は敬遠される。</p>